

公共サービス改革法に基づく「公正取引委員会LANシステム運用
支援業務の調達」の落札者決定に伴う契約の締結について

平成27年4月24日

公正取引委員会

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」といいます。）に基づく民間競争入札を行った「公正取引委員会LANシステム運用支援業務」については、平成27年2月2日に開札を行い、落札者を決定し、次のとおり契約を締結しましたので公表します。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

東京都港区赤坂九丁目7番3号

富士ゼロックス株式会社

代表取締役 山本 忠人

2 契約金額

51,187,788円（税込）

3 公正取引委員会LANシステム運用支援業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 公正取引委員会LANシステム運用支援業務の内容

当委員会では、行政事務の効率的遂行に資するため、情報共有、情報交換、情報収集及び文書作成の基盤機能を提供する公正取引委員会LANシステム（以下「対象システム」という。）を構築し運用している。本件は対象システムの安定稼働のため、運用支援業務を行うものである。

(2) 業務の実施に当たり確保されるべき質

ア 対象システムの稼働率 97%以上

イ 障害通知時間

(ア) 本件調達仕様書記載の業務対応時間帯（平日9時30分～18時15分） 1時間以内

(イ) 上記(ア)以外の時間帯 3時間以内（※）

※ 主要サービスが停止しており、かつ、緊急の復旧を要すると当委員会対象システム担当者が判断した場合に限る。

ウ 主要サービスの障害回復時間 8時間以内

エ セキュリティ上の重大障害件数 0件

オ 運用支援業務上の重大障害件数 0件

カ サービスレベルアグリーメントの締結

キ SLAの改定

- (ア) 当委員会及び請負者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合
- (イ) 当委員会及び請負者双方が必要と認めた場合

ク SLAに係る免責事項

次の場合は、SLAの適用外とする。

- (ア) 災害又は請負者の瑕疵によらず電源供給が停止した場合
- (イ) 当委員会又は対象システム関係者の過失又は故意による障害
- (ウ) 請負者の瑕疵によらず障害復旧が行えない場合
- (エ) 請負者の瑕疵によらず障害監視が行えない場合
- (オ) 請負者の瑕疵によらず障害通知の受信ができない場合
- (カ) 当委員会及び請負者双方の協議の上で計測の除外とした場合

ケ SLAに係る是正措置

請負者は、1か月ごとのSLAの達成状況を月例報告会において報告し、請負者の責による未達成項目がある場合、請負者は次に示すような措置により達成度合いの向上に努めること。

- (ア) SLAが達成できなかった項目又は達成できないおそれがある項目について、改善策（仕組みや手続の見直し等）を提示し、当委員会の承認を得た上で対策を講じること。
また、そのために必要となる作業等は請負者の負担で行うこと。
- (イ) 改善策の実施効果を実施の月より3か月間、達成状況報告と共に報告し、当委員会の承認を得ること。

4 実施期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

5 国に対して報告すべき事項

- (1) 請負者は、本件業務を実施したときは、各種報告書を当委員会に提出しなければならない。
- (2) 請負者は、運用支援業務を実施したとき又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当委員会に報告するものとし、当委員会と請負者が協議するものとする。
- (3) 請負者は、契約期間中において、(2)以外であっても、必要に応じて当委員会から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

6 秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施のために契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 請負者は、運用支援業務の実施に際して知り得た当委員会の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は運用支援業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を

漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 請負者は、運用支援業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当委員会が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 請負者は、当委員会から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、運用支援業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、運用支援業務の開始時に同業務に係る情報セキュリティ確保のための措置を講じ、実施方法、管理体制等について公正取引委員会事務総局官房総務課に書面で提出しなければならない。提出書面には、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③運用支援業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び運用支援業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して記載すること。

オ アからエまでのほか、当委員会は、請負者に対し、運用支援業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施のために契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始

請負者は、運用支援業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当委員会の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 瑕疵担保責任

(ア) 当委員会は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後 1 年間は、請負者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て請負者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が請負者の責めに帰すべき事由によるものである場合は、当委員会は、(ア)の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ 再委託

(ア) 請負者は、運用支援業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 請負者は、運用支援業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ、再委託先の商号又は名称、住所、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個

個人情報の管理その他運営管理の方法について記載した申請書を提出し、当委員会の承認を受けなければならない。

- (ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、(イ)と同様、再委託先の商号又は名称、住所、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について記載した申請書を提出し、当委員会の承認を受けなければならない。
- (エ) 請負者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当委員会に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) (イ)から(エ)までにに基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、請負者の責めに帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

オ 契約内容の変更

当委員会及び請負者は、運用支援業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより運用支援業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

カ 契約の解除

当委員会は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費用の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当委員会に対して、請負費の総価の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当委員会の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当委員会との協議に基づき、運用支援業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

キ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当委員会が別途契約書において定める談合等の

不正行為に関する条項の内容に従うものとする。

ク 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当委員会に損害を与えたときは、当委員会に対し、その損害について賠償する責任を負う。

ケ 不可抗力免責・危険負担

当委員会及び請負者の責めに帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当委員会が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

コ 金品等の授受の禁止

請負者は、運用支援業務の実施において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

サ 宣伝行為の禁止

請負者及び運用支援業務に従事する者は、同業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、同業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

シ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、運用支援業務に関して作成した記録及び帳簿類を、運用支援業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ス 業務の引継ぎ

(ア) 現行請負者からの引継ぎ

請負者は、運用支援業務が適正かつ円滑にできるよう現行請負者から同業務の開始日までに運用支援手順書等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。

また、当委員会は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な協力を行い、引継ぎの内容について確認を行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行請負者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

運用支援業務の期間満了の際、業者変更が生じた場合は、請負者は、引継ぎの内容について当委員会側の確認を受けた上で、次回の請負者に対し、当該業務の開始日までに運用支援手順書等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して疑義が生じた場合は、当委員会と請負者との間で協議して決定するものとする。

7 本契約により民間事業者が負うべき責任

運用支援業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他同業務に従事する者が、故意又は過失により、同業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当委員会が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当委員会は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当委員会の責めに帰すべき理由が存する場合は、当委員会が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当委員会の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当委員会に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

8 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

(1) 実施体制

運用支援業務の実施に当たり、全体管理を行う部門の責任者 1 名及び 2 名の担当者並びに運用支援業務を行う部門の責任者 1 名及び担当者 2 名の合計 6 名体制とし、運用支援業務を行う部門の担当者のうち 1 名は常駐要員の窓口担当技術者として業務を実施する。

(2) 実施方法

入札実施要項及び調達仕様書に基づいた内容について業務遂行ガイドラインを作成し、当該ガイドラインに基づき、業務を実施することにより対象システムの安定稼動を図る。